

13 地方の治安の乱れと武士の発生

～国衙軍成立の背景～

10世紀のほぼ同時期に起こった東国の平将門の乱と西国の藤原純友の乱は、都の貴族を恐怖におとしめ、この2つの乱を時の年号から承平・天慶の乱ともいう。平将門の乱は一族の内紛を発端とするが、939（天慶2）年には常陸・下野・上野の国府を襲撃して反乱に拡大し、関東地方の大半を占領するに至り、将門自ら新皇と称して支配することとなった。

1 平将門の乱と伊豆・駿河

〈史料1〉（『本朝世紀』二 天慶元年11月3日丙午条）によれば、反乱前年の938（天慶元）

<p>〔前略〕 唯武藏權守興世王為一時宰人、玄茂等為三官巨、且放諸国之除目、下野守叙舍弟平朝臣將頼、上野守叙常羽御廩別当多治経明、常陸介叙藤原玄茂、上総介叙武藏權守興世王、安房守叙文屋好立、相摸守叙平将文、伊豆守叙平将武、下総守叙平将為、且諸国受領点定、且成可建王城、其記文云、王城可建下総国之亭南、兼以横橋、号为京山崎、以相馬郡大井津、号为京大津、便左右大臣、納言參議、文武百官、六弁八史、皆以点定、内印・外印、可鑄寸法、古文正字定了、但狐疑者、曆日博士而已、〔後略〕 〔静岡県史〕資料編4 古代 428頁</p>	<p>〔史料1〕 天晴、中納言藤原実頼卿、參議源清蔭卿・藤原顯忠朝臣、聽政、今日、請印諸司大糧盡、并依伊豆国解可追捕平将武之由、給駿河・伊豆・甲斐・相模等国官符四通、〔後略〕 〔静岡県史〕資料編4 古代 424頁</p>
--	--

年には伊豆国の申請によって下された太政官符により、平将門の弟平将武が駿河・伊豆・甲斐・相模等の国から追捕される対象となったことがわかる。将門一門の家子にあたる将武が、乱以前からすでに伊豆国を拠点とし、その周辺諸国に及ぶ反国府活動をしていたと推定される。

〈史料2〉の『将門記』によれば、939年12月、将門は上野国府を占拠すると除目という会議を行い、坂東8か国と伊豆国の国司を任命した。なお、『将門記』は軍記物の先駆として著名な文学作品ではあるが、信憑性の高い部分もあるとされる。この国司には将門の舍弟4人が含まれ、そのうち将武が伊豆守に起用されたと伝える。この記事は、938年の将武追捕を命じた官符からわかるように、将武が乱以前から活動の拠点としていた伊豆国とも重なり、将武の伊豆守任命はほぼ事実として認めてよいであろう。

〈史料3〉（『日本紀略』天慶3年正月25日条）によれば、940年、駿河国で官符使卜部松見が群賊に官符を奪い取られ、岫崎関が凶党に打ち破られ、さらに兵が駿河国分寺を包囲し略奪行為に及んでいる。この事件は、平将武の軍勢の一部が駿河国まで侵入したものと考えられている。この史料から、

<p>〔史料3〕 遠江・伊豆等国連署解状来云、官符使卜部松見、於駿河国、為群賊被奪取了、又駿河国岫崎関為凶党被打破、又兵来围国分寺、奪取雜物、射致人民、 〔静岡県史〕資料編4 古代 432頁</p>

平将門の乱は関東のみならず遠く静岡県中部にまで及んだ大規模な反乱であったことがわかる。

2 国司帯剣と軍事集団の編成

その後の駿河国の騒然とした状況を伝えるのが〈史料4〉（『朝野群載』卷22諸国雑事上^{てん}天曆10年6月21日駿河国司解）である。この史料は、駿河国内では武装集団による暴虐な行為が横行しているにもかかわらず、国司が武装していないため追捕できない事態について述べている。なかでも954（天曆8）年には益頭郡司の伴成正と国司の判官代永原忠藤らが殺害され、さらに翌年には国司の介である橘忠幹も殺されたように、極めて治安は悪化していた。当時は全国各地で国司が襲撃される事件が多発しており、駿河国も例外ではなかった。そこで956年に駿河国司は、国司・郡司らの「帯剣」つまり武装することを太政官に申請し、勅許を得たのである。すでに平将門の乱のあった承平・天慶年間（931～947）には、甲斐・信濃両国に国司帯剣が認められており、駿河国にも同様の措置がなされたことになる。この時点で、上は国司から郡司以下雑任に至る下級職員にまで武器の携行が一挙に拡大したのである。武装したのは数百人に及ぶと考えられ、国司が直接指揮する軍隊が創設されたことになる。

9世紀末から10世紀にかけて東国では群党の蜂起が続発し、国家はこの群党を鎮圧するために国司へ武力を発動する権限を与え、国司の政庁であった国衙を

〔史料4〕
国司以下申「帯剣」、
駿河国司解 申請 官裁事
請下因「准諸国例」、被_レ令_二国司并郡司雜任帶劍_一
状
右、謹檢「案内」、当国西作「遠江国榛原郡」、東承_二相模国足柄関_一、況復国内帶_二清見・横走兩関_一、坂東暴戾之類、得_レ地往反、隣国奸猾之徒、占_レ境栖集、侵害屢闖、奪擊自發、百姓不_レ安、境内无_レ靜、国宰守_二官符旨_一、勘_二糺奸犯之輩_一、不_レ帶_二弓箭_一、無_レ使_二追補_一、近則、管益頭郡司伴成正・判官代永原忠藤等、去天曆八年、被_二殺害_一、介橘朝臣忠幹、去年、被_二殺害_一也、是或拒_二捍公事_一、或忽結_二私怨_一、往々所_レ侵也、重檢_二傍例_一、甲斐・信濃等国、雖_レ云_レ不_レ置_二關門_一、去承平・天慶之間、任_二国申請_一、已_レ被_二裁許_一、此国已帶_二兩関_一、何不_二申請_一、加以不可_二再捕_一糺私帶_二兵仗_一之輩上、及勤_二行警固_一之状、官符重疊、若無_二弓矢之儲_一、何禦_二非常之危_一、望請、官裁、準_二諸国例_一、被_レ裁_二許件帶劍_一、將_レ為_二不慮之備_一、仍錄_二事状_一、謹請_二官裁_一、謹解、
天曆十年六月廿一日
件帶劍事、同年十月廿一日、中納言師尹宣、奉_レ勅、依_レ請、
〔静岡県史〕資料編4古代 462頁

拠点として組織された軍事集団が成立していったと考えられている。このようにして各国で編成された国衙軍こそが武士発生の起源の一つとみる説が有力である。〈史料4〉は、まさに武士が発生していく過程のひとこまを如実に物語る史料といえよう。やがて中央から派遣されてきた国司のなかには、任期が過ぎても帰京せず土着して武士化していく者もあらわれる。

〈参考文献〉

『静岡県史』通史編1 原始・古代 第3編第1章第3節 他
福田豊彦『平将門の乱』（岩波新書）
石井進「中世成立期の軍制」（『鎌倉武士の実像』平凡社選書）